

## 別表六の二（二十四）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の7第2項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」は、法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

また、措置法第68条の15の7第1項に規定する革新的情報産業活用設備（以下「革新的情報産業活用設備」といいます。）の取得等をして、事業の用に供した連結事業年度（以下「供用連結事業年度」といいます。）後の連結事業年度において、当該革新的情報産業活用設備について法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）の規定の適用を受けることが予定されている場合（法第42条から第44条まで（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）には、供用連結事業年度終了の日において見込まれるその国庫補助金等の交付予定金額を記載してください。
- 3 「各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次により記載します。
  - (1) 当期の月数と、「連結事業年度等又は事業年度等10」の「前連結事業年度等②」の月数とが同じ場合 「10」から「14」までの「前一年連結事業年度等特定期間③」の各欄は、記載しません。
  - (2) 「連結事業年度等又は事業年度等10」の「前連結事業年度等②」の月数が当期の月数に満たない場合 「11」から「14」までの「前連結事業年度等②」の各欄は、記載しません。
  - (3) 「連結事業年度等又は事業年度等10」の「前連結事業年度等②」の月数が当期の月数を超える場合 「10」から「14」までの「前一年連結事業年度等特定期間③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額14」の「前連結事業年度等②」には「同上のうち継続雇用者に係る金額12」の「前連結事業年度等②」の金額のうち措置法令第39条の47第13項第2号ロ（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）に規定する前連結事業年度等特定期間に対応する金額を記載します。
- 4 「設備の概要」には、その設備が、革新的情報産業活用設備に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。